

令和4年度 第1回国民健康保険運営協議会 会議録（要約）

開催日時	令和4年7月26日（火）18:30～19:15
開催場所	江別市民会館37号室
出席委員（7名）	佐藤 功、笹浪 哲雄、歸來 みどり、藤谷 満雄、佐藤 誠一、鈴木 篤 服部 慎一
欠席委員（4名）	荻野 薫、佐々木 浩子、伊藤 公一、堀井 弘至
事務局（8名）	健康福祉部長、健康福祉部次長、健康推進室長、国保年金課長、保健センター 主査1名、国保賦課係長1名、国保年金課主査2名
議事	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委嘱状交付 3 市長挨拶 4 委員の紹介 5 江別市国民健康保険運営協議会会長及び会長職務代理者の選出について 6 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> （1）国民健康保険制度と統一保険料（税）について （2）令和3年度江別市国民健康保険特別会計決算状況について （3）令和4年度江別市国民健康保険特別会計予算の概要について 7 その他 8 閉会

国保年金課長	<p>定刻より少し前ですが、出席予定の皆様が揃いましたので、始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。本日はお忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。これより令和4年度第1回江別市国民健康保険運営協議会を開会いたします。</p> <p>本日の会議は、荻野 薫委員、佐々木 浩子委員、伊藤 公一委員、堀井 弘至委員から欠席する旨の連絡がありました。</p> <p>江別市国民健康保険運営協議会規則に基づき、定数11名中7名のご出席をいただいておりますことから、本日の運営協議会は成立しているものであります。</p>
国保年金課長	<p>それでは、まず始めに、市長より委嘱状を交付いたします。座席の順にお名前をお呼びしますので、その場でお立ち頂いて、委嘱状をお受け取りください。</p>
市長	<p>（委嘱状の交付）</p>
国保年金課長	<p>以上をもちまして、委嘱状の交付を終了いたします。</p> <p>つづいて、市長からご挨拶を申し上げます。</p>
市長	<p>（市長から挨拶）</p>
国保年金課長	<p>それでは、改選後、初めての運営協議会でありますことから、ここで本日出席の委員の皆様をご紹介させていただきます。</p>

	<p>(委員の紹介)</p> <p>引き続き、事務局職員をご紹介させていただきます。</p> <p>(職員の紹介)</p>
国保年金課長	<p>続きまして、会議次第の「5 江別市国民健康保険運営協議会会長及び会長職務代理者の選出について」の議事に移らせていただきます。</p> <p>会長及び会長職務代理者につきましては、選挙によって選任されることになっておりますことから、決まるまでの間、慣例に従い、健康福祉部長が議事を進めることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	異議なし。
国保年金課長	ご異議がないようですので、健康福祉部長が議事を進めさせていただきます。
健康福祉部長	<p>それでは、会長及び職務代理者が決まるまでの間、僭越ではありますが、私が議事を進めさせていただきます。</p> <p>それでは、議事の「会長及び会長職務代理者の選出について」を議題といたします。</p> <p>まず、事務局から会長及び職務代理者の選出方法について、説明願います。</p>
国保年金課長	<p>会長及び会長の職務を代行する委員の選出につきましては、国民健康保険法施行令の規定によりまして、公益を代表する委員の中から、指名推選や投票により選挙することとなっております。</p> <p>なお、これまでは委員からの指名による指名推選で選出を行っております。</p>
健康福祉部長	ただいま事務局より選出の方法について説明がありましたが、慣例に従いまして、指名推選の方法としてよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし。
健康福祉部長	<p>ご異議がないようですので、公益を代表する3名の委員の中から、委員による指名推選をいただく方法での選挙となります。</p> <p>委員の中からどなたか指名による推薦をお願いいたします。</p>
歸來委員	<p>会長は前任期の会長でありました社会福祉に造詣の深い江別市社会福祉協議会の佐藤委員お願いしたらよろしいかと思います。</p> <p>また、職務代理者は、本日は不在ですが、前任期同様、職務代理者と同じく組合員の多くが国保加入者である道央農業協同組合の荻野委員にお願いしてはいかがでしょうか。</p>
国保年金課長	<p>事務局から補足いたします。</p> <p>今、歸來委員から「江別市社会福祉協議会の佐藤委員と道央農業協同組合の荻野委員にお願いしてはどうですか。」とのお話をいただきました。本日、荻野委員はいらっしゃいませんが、前任期に職務代理者であったため、事務局より事前に「代理者の推薦を受けた場合に職務代理者を受任いただけるか確認いたしまして、本人からも受けていただけることを確認いたしております。</p>
健康福祉部長	<p>ただいま、歸來委員から推薦があり、会長には佐藤委員を、会長職務代理者には荻野委員という、ご意見がありました。</p> <p>事務局からも荻野委員のご意向について確認がとれていると伺っております。</p>

	す。これについて、ご異議ございませんでしょうか。
委員一同	異議なし。
健康福祉部長	ご異議なしということでございますので、会長には佐藤委員、職務代理者には荻野委員が選出されました。 お二方、どうぞよろしくお願い申し上げます。
国保年金課長	ただいま選出されました、佐藤会長は、ご挨拶をいただきますので正面の席に移動をお願いいたします。 それでは佐藤会長からご挨拶をお願いいたします。
佐藤会長	(佐藤会長から挨拶)
国保年金課長	これより本日の議事に入りますが、市長は、このあと、公務がありますことから、ここで退席させていただきます。
市長	(市長退出)
国保年金課長	この後の進行につきましては、佐藤会長をお願いいたします。 会長よろしく申し上げます。
佐藤会長	夜の会議ですので、速やかな議事の進行について心がけますので、皆様ご協力をお願いいたします。 なお、傍聴者2名の入室を許可いたしましたので、報告いたします。
佐藤会長	それでは、次第に従いまして、順次議事を進めさせていただきます。 6 報告事項(1)「国民健康保険制度と統一保険料(税)について」を議題といたします。 事務局から報告願います。
国保年金課長	それでは、これから資料について説明させていただきますが、本日は、改選後、初めての運営協議会ですので、最初に、私から、国民健康保険運営協議会について、簡単に説明させていただきます。 この、国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法第11条第2項にその設置についての定めがあり、国民健康保険事業の運営に関する事項を審議するために設置されている協議会でございます。 具体的に審議事項を申し上げますと、国民健康保険事業会計の予算、決算や国民健康保険に関する条例改正、保険税額の改定などについて審議していただくこととなっております。 本日は、3つの報告事項があり、この後、担当から説明させていただきますが、委員の皆様のそれぞれの立場から、ご意見をいただき、お知恵を拝借したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 それでは、担当から説明させていただきます。
国保賦課係長	私から報告事項(1)の国民健康保険制度と統一保険料(税)について、ご報告いたします。 本協議会は、江別市の国民健康保険事業の運営に関する事項を協議していただく協議会であります。 次回以降の運営協議会では、新年度予算や保険税などに関する事項について

ご協議をお願いすることとなりますので、よろしくお願いいたします。

国民健康保険制度では、平成30年度に都道府県国保が開始されるといった大きな制度改革がありました。

この制度改革により、保険給付費の財源確保は、都道府県国保が行うこととなりました。

また、保険税につきまして、平成29年度までは各市町村が独自に税率を算定しておりましたが、平成30年度以降は、北海道が国保事業費納付金と標準保険料率を市町村に示し、その情報を考慮しながら、それぞれの市町村が次年度の税率を算定するという仕組みに変更されております。

この運営協議会では、こういった国民健康保険税の税率の改正などについてもご協議をお願いすることとなりますのでよろしくお願いいたします。

まず、今回は、委員改選後初めての運営協議会でありますので、改めて国民健康保険制度の概要等からご説明させていただきます。

それでは、表題が「国民健康保険制度改革の概要」のページをお開き願います。

国民健康保険は、健康保険法等に基づく医療保険の適用を受けられない農業や商店等の自営業者及び退職者等を対象とした地域医療保険であります。

ページの左側の枠内に図で記載しておりますが、平成29年度までは各市町村が単独で運営し、国等からの公費と、被保険者から賦課徴収する保険税を財源として、被保険者の医療に要した保険給付費を支出していました。

しかしながら、国民健康保険は高齢者の加入者が多いため、医療費が高く、また、所得の低い加入者が多いという構造的な問題を抱えており、運営が不安定になりやすい問題がありました。

そのため、持続可能な国民健康保険制度を構築するための国民健康保険法の一部改正が行われて、平成30年4月から都道府県国保特別会計が創設され、都道府県が、市町村国保の財政運営の責任主体となり、国保運営方針を策定し、市町村が行う事務の効率化、標準化を推進するなど、国保運営の中心的な役割を担うようになりました。

ページ右側の枠内に図で記載しておりますが、収入については、市町村は、保険税を被保険者から賦課徴収し、北海道は、市町村から国保事業費納付金を収納する仕組みとなっており、支出については、市町村は保険給付費を支出し、北海道は、国等からの公費と各市町村から受領する国保事業費納付金を財源として、市町村に保険給付費の全額を交付する仕組みとなりました。

次に、表題が「財政運営の仕組みと統一保険料（税）」のページをお開き願います。

先ほどご説明した仕組みを運営するために、都道府県は、医療費と所得の水準を考慮し市町村ごとの納付金を決定して、納付金の納付に必要な市町村ごとの標準保険料率を示すこととなります。

そして、市町村は、都道府県から示された納付金を納めるために、標準保険

	<p>料率を参考に保険税率を決定し、被保険者から賦課・徴収することとなっています。</p> <p>資料中段には当市の保険税率と北海道から示された標準保険料率の比較を記載しております。</p> <p>国民健康保険税は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つの要素から成り立っております。</p> <p>また、この3つの要素において、被保険者の所得に応じて算定される所得割、被保険者1人あたりに対して算定される均等割、1世帯あたりに対して算定される平等割を定めて、保険税を計算しております。</p> <p>それぞれの要素の左側には江別市の現行税率と額を記載しており、右側には道標準として北海道が示す税率を記載しております。</p> <p>表の一番右側には3つの要素の合計の現行税率と道標準の差を記載しておりますが、道標準と比較し江別市の現行税率と額はいずれも低くなっており、不足する収入を基金の活用等により補っているところであります。</p> <p>北海道は道内国保加入者の負担の公平化を図るため、令和12年度に、道内の市町村間を移動しても、同一所得、同一世帯であれば保険税率が変わらない、統一保険料を目指しております。</p> <p>つまり、将来的に、市の税率と額を道標準保険料率に合わせることを意味しており、当市の場合、保険税率と道標準保険料率の差を埋めるために、令和12年度に向けて段階的に税率と税額を増額する必要があります。</p> <p>特に、江別市では、介護納付金分の1世帯あたりに対して算定される平等割を0円としておりますが、道内でも0円としている市町村は少なく、石狩管内では当市を除く5市は介護納付金の平等割を賦課しているところです。</p> <p>介護納付金分の平等割については、道の標準税額が示されているところであり、江別市での設定も近い将来に見直しが必要と考えております。そのあたりにつきましても、この運営協議会で協議していただく予定であります。</p> <p>北海道全体での保険税の統一につきましては、将来的に目指していかねばならないものとして考えているところですが、被保険者の急激な負担増を緩和するため、引き続き基金等を活用しながら、段階的な税率や税額の引き上げについても、本協議会で協議していただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
佐藤会長	<p>ただいま事務局から、報告事項(1)「国民健康保険制度と統一保険料(税)について」の報告がありましたが、ご質問はございませんか。無いようですので、本件を終わります。</p> <p>次に、報告事項(2)「令和3年度江別市国民健康保険特別会計決算状況について」及び(3)「令和4年度江別市国民健康保険特別会計予算の概要について」を議題といたします。</p> <p>関連する内容ですので、事務局から一括報告願います。</p>

給付担当主査

私から（２）令和３年度江別市国民健康保険特別会計決算状況について、ご報告いたします。

資料の４ページ目「報告事項」と記載のあるページをお開き願います。

表の左側に行番号を記載しております、説明の際はこの番号をお示しして、説明いたします。

行番号１番から１２番までは、歳入について、１３番から２３番までは歳出について、２４番以降は収支などについて記載しております。

列につきましては、左から順に歳入・歳出の区分、令和２年度の決算額、令和３年度の予算現額、決算額、差引額を記載しており、一番右には、後程、説明いたします令和４年度当初予算額を記載しております。

では、まず歳入から説明いたします。令和３年度差引額Ｂ－Ａの列をご覧ください。行番号１番、国民健康保険税において、予算現額との比較では、新型コロナウイルス感染症の影響により減少すると見込んでいた保険税調定額が新型コロナウイルス感染症流行以前の調定額と同程度だったことにより、８,４９５万３千円の増となっております。

行番号４番、国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免に対する補助金等であり、予算時は交付予定がなかったことから、１,５４７万１千円の増となっております。

行番号５番、道支出金は、保険給付費や国保事業運営に係る道からの交付金であり、保険給付費が予算時の見込より減少したため、２億７,９３９万３千円の減となっております。

行番号６番、一般会計繰入金は、国民健康保険特別会計の安定運営のため法律等によって一般会計から繰り入れているものであり、１０億２,３５１万２千円となっております。

行番号７番、基金繰入金は、北海道から示される国民健康保険事業費納付金を納付するために必要な財源の不足分を補うために基金を取り崩すもので、令和３年度は１億３,８７６万２千円の取り崩しを行っております。

行番号８番、繰越金は、令和２年度決算における黒字額の１億１,９１９万２千円であります。

行番号９番、その他収入は、国民健康保険税の延滞金や国保資格喪失後に受診した医療費の返還金等であり、６,７５８万６千円となっております。

次に、歳出についてご説明いたします。行番号１３番、総務費は国保運営に係る人件費や郵送料などの事務費であり、７,９６２万９千円となっております。

行番号１４番、保険給付費は、医療費などの保険者負担分ではありますが、予算時の見込より医療費が減少したため、予算現額との比較で２億９,４７４万５千円の不用額が生じております。

行番号１５番、国民健康保険事業費納付金は、保険税や保険税軽減に対する一般会計からの繰入金などを財源として道に収める納付金でありまして、医療費や所得水準等により各市町村の納付金が決定され、令和３年度の決算額は、

30億6,348万6千円であります。

行番号16番、共同事業拠出金や行番号17番財政安定化基金拠出金についても、道から示された拠出金を納付するものであります。

行番号18番、保険事業費は特定健康診査や保健指導に係る経費であり、令和3年度の決算額は、1億1,900万円であります。

行番号19番、基金積立金は、令和2年度決算における黒字額に、前年度からの追加交付金を加味し、1億1,953万7千円の積み立てを行っております。

行番号20番、その他の支出は、国民健康保険税の過年度還付金となっております。

この結果、歳入合計は、行番号10番、126億1,287万8千円の決算額となり、また、歳出合計は、行番号21番、124億3,551万1千円の決算額となっております。

歳入歳出差引は、行番号24番、1億7,736万7千円の黒字となっておりますが、歳入、行番号7番の基金繰入金と行番号8番の前年度繰越金、歳出、行番号19番の基金積立金を除いた単年度実質収支は、行番号25番、3,895万円の黒字となるものであります。

なお、令和3年度末における基金残高は行番号26番、7億4,106万8千円となっております。

また、参考に、行番号27番に国庫支出金や道支出金の返還などの精算要素を加味した収支を記載しております。

以上でございます。

引き続き、(3)令和4年度江別市国民健康保険特別会計予算の概要についてご報告いたします。

表の右端が令和4年度当初予算額であります。

まず、歳入についてご説明いたします。

行番号1番、国民健康保険税は、加入世帯数の推移、加入者の所得や収納率の状況などを算定基礎として見積もりしておりますが、減少要素として被保険者数が減少傾向にあり、さらに未就学児がいる低所得世帯に対する軽減を拡大していること、増加要素として、平成30年度から令和2年度までの平均収納率が上昇していること、令和4年度課税の基礎となる所得が、新型コロナウイルス感染症流行以前の所得状況に回復しつつあることなどを考慮して算定した結果、令和4年度の予算額は、前年度比0.1%増の、19億536万5千円としております。

次に、行番号4番の国庫支出金は、予算時の際には交付の予定がなく見込んでおらず、1千円としておりますが、令和4年度に新型コロナウイルス感染症に係る減免を行った場合、令和3年度に引き続き、補助金を交付すると通知がありましたので、減免額を算定基礎として補助金が交付される予定であります。

次に、行番号7番、基金繰入金は、北海道から示される国民健康保険事業費納付金を納付するために必要な財源の不足分を補うために基金を取り崩すもの

	<p>で、令和4年度は、1億1,061万9千円の取り崩しを見込んでおります。</p> <p>続きまして、歳出についてご説明いたします。</p> <p>行番号14番、保険給付費は、過去の保険給付費の推移と被保険者数などから推計しておりますが、前年度当初予算比3.1%減の90億5,600万円としております。</p> <p>なお、保険給付費の財源については、北海道から全額が保険給付費交付金として交付されますので、仮に見込み額以上に保険給付費の支払が生じたとしても、歳入額不足にはならない仕組みとなっております。</p> <p>次に、行番号15番、国民健康保険事業費納付金につきましては、北海道から提示された江別市の納付額です。</p> <p>次に、行番号19番、基金積立金につきましては、基金の利息分を計上しております。</p> <p>次に、行番号20番、その他の支出につきましては、国民健康保険税の過年度還付金のほか、予備費を計上しております。</p> <p>これらの結果、令和4年度国保特別会計の当初予算額は合計123億3,200万円となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
佐藤会長	<p>ただいま事務局から、報告事項(2)「令和3年度江別市国民健康保険特別会計決算状況について」及び(3)「令和4年度江別市国民健康保険特別会計予算の概要について」の報告がありましたが、ご質問はございませんか。</p>
服部委員	<p>一般会計の繰入金について、ご質問いたします。</p> <p>大きな流れとして、今後、一般会計繰入金を廃止していくという話を耳にしたことがあります。江別市についての今後の流れをお聞きかせいただきたい。</p> <p>また、保険給付費について、保険給付費の運営が北海道となり、北海道に国民健康保険事業費の納付金を支払うために一般会計からお金を拠出しているように見え、違和感があったため、一般会計繰入金の内容を教えてください。</p>
国保年金課長	<p>一般会計の繰入金の内容についてご説明いたします。</p> <p>国の制度で、収入が基準以下になりますと国民健康保険税の軽減措置受けられる制度があり、その財源を国、道、市で出し合って補填するという繰入金があります。この制度は引き続き今後も残る予定のため、この部分についての繰入金は残る予定であります。</p> <p>そのほか、国民健康保険の事務費につきましては、一般会計からの繰り入れで賄うことになっており、こちらの繰り入れも残る予定です。</p> <p>江別市の場合は、そのほかに、法制度で定められている財政安定化支援事業という地方交付税で措置されるものがあり、この金額についても一般会計からの繰り入れを行っています。</p> <p>また、出産育児一時金に対する一般会計の負担部分や一般会計からルールに基づいて繰り入れているものがあるほか、保健事業、特定健診など各種の保健事業についての繰入金もあります。</p>

	<p>さらに、地方単独事業として市町村が独自で行っている乳幼児医療に対する助成事業があるため、国民健康保険の給付額が増えている一方で、国からの道への補助金は削られている部分があり、道への納付金が増えるため、それに対する補填という意味でも一般会計の繰り入れを行っています。</p> <p>現在は、道の標準保険料率を参考にしながら、市町村独自で保険税率を定めることができますので、一般会計からの繰り入れも財源にしながら各市町村独自で税率を定めておりますが、将来的には北海道の決めたルールで保険税率が決まります。そうすると、それに応じた納付金を納めることになり、一般会計から独自のルールで繰り入れしても、保険税率の軽減につながらないため、北海道で統一保険料率にする際には、北海道の各市町村が同じルールで一般会計から繰り入れるということになり、繰り入れのルールが変更されていくような状況になるのではないかと考えております。</p>
佐藤会長	<p>よろしいでしょうか。ほかに質問はありませんか。</p> <p>他にないようですので、報告事項を終わります。</p> <p>それでは、最後に、7 その他について、何かありますでしょうか。</p>
国保年金課長	<p>本で行われた内容に疑問等ありましたら随時連絡いただければこちらで説明いたしますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>次回の開催予定であります。例年ですと、この後は12月頃に開催し予算の編成方針についてご報告する予定でありますが、今後の国・道の動き、保険給付費の推移などによって、大きな見直しが必要となる場合には、そのほかに臨時的に審議をしていただく場合もございますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
佐藤会長	<p>ただいま事務局より、次回開催日程の説明がありましたが、これについて、ご質問などがありますでしょうか。</p> <p>ないようですので、これをもちまして本日の会議を終了させていただきます。</p> <p>本日は、どうもありがとうございました。</p> <p>閉 会</p>